

様式第 2 号(第 7 条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	令和 6 年度第 7 回さいたま市建築審査会
2 会議の開催日時	令和 7 年 3 月 1 1 日（火曜日） 1 4 時 3 0 分 から 1 5 時 4 5 分まで
3 会議の開催場所	さいたま市役所 2 階 特別会議室
4 出席者名	白石加代子委員、吉沢浩之委員、白石明委員、 篠原厚子委員、遠藤博久委員 （5 名）
5 欠席者名	馬橋隆紀会長、伊藤史子委員 （2 名）
6 議題及び公開又は非公開 の別	別紙による
7 非公開の理由	さいたま市建築審査会運営規程第 5 条第 1 号に 該当するため
8 傍聴者の数	0 人
9 審議した内容	別紙による
10 問合せ先	建設局 建築部 建築総務課 管理係 電話番号 0 4 8 - 8 2 9 - 1 5 3 8
11 その他	さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要 綱第 8 条第 2 項ただし書の規定により、議事概 要を公表します

1 議題

(1) 第24号議案

法第44条第1項第2号の規定による許可申請に対する同意

(2) 第25号議案

法第56条の2第1項ただし書の規定による許可の報告

(3) 第26号議案

法第43条第2項第2号の規定による許可申請に対する同意

(4) 第27号議案

法第43条第2項第2号の規定による許可申請に対する同意

(5) 第28号議案

法第43条第2項第2号の規定による許可申請に対する同意

(6) 第29号議案

法第43条第2項第2号の規定による許可の報告

(7) 第30号議案

法第43条第2項第2号の規定による許可の報告

(8) 第31号議案

法第43条第2項第2号の規定による許可の報告

(9) 第32号議案

法第43条第2項第2号の規定による許可の報告

2 審議の結果

第24号議案、第26号議案から第28号議案	同	意
第25号議案、第29号議案から第32号議案	了	承

3 公開・非公開の別

公開 : 第24号議案、第25号議案

非公開 : 第26号議案から第32号議案
 (さいたま市建築審査会運営規程第5条第1号に該当するため)

以 上

建築審査会要旨

会 議 名	令和6年度第7回さいたま市建築審査会
開催日時	令和7年3月11日（金） 14：30～15：45
開催場所	さいたま市役所 2階 特別会議室
出席委員	白 石 加 代 子
	吉 沢 浩 之
	白 石 明
	篠 原 厚 子
	遠 藤 博 久

1 案 件

(1) 第 2 4 号議案

法第 4 4 条第 1 項第 2 号の規定による許可申請に対する同意

(2) 第 2 5 号議案

法第 5 6 条の 2 第 1 項ただし書の規定による許可の報告

(3) 第 2 6 号議案

法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可申請に対する同意

(4) 第 2 7 号議案

法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可申請に対する同意

(5) 第 2 8 号議案

法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可申請に対する同意

(6) 第 2 9 号議案

法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可の報告

(7) 第 3 0 号議案

法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可の報告

(8) 第 3 1 号議案

法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可の報告

(9) 第 3 2 号議案

法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定による許可の報告

2 公開・非公開の別

公開 ： 第 2 4 号議案、第 2 5 議案

非公開 ： 第 2 6 号議案から第 3 2 号議案

(さいたま市建築審査会運営規程第 5 条第 1 号に該当するため)

3 傍聴人の数

0 人

4 議事録の署名について

- ・白石加代子委員及び篠原委員に決定

(次項あり)

5 審議内容

(1) 第24号議案

- 建築審査会 交番として広さ、設備の条件はどのようなものがあるのか。
- 特定行政庁 今回の浦和駅前の交番に関してこの規模が必要になった理由は、施設の立地上、女性警察官が対応にあたるケースも多い地域であるため、女性警察官用のトイレや仮眠室が必要であるから、この規模となっている。
- 建築審査会 開口部に防火設備は設置されているのか。
- 特定行政庁 1階で3メートル、2階で5メートルの延焼ラインの範囲にある開口部は防火設備となっている。
- 建築審査会 延焼ラインについて、駐輪場については考慮しなくてよいのか。
- 特定行政庁 規模が小さく、開放性が高いため、延焼ラインは発生しないものとなる。
- 建築審査会 通信事務室は具体的にはどのような使用がされるのか。
- 特定行政庁 無線等の通信設備の集約がされている部屋となっており、交番の機能として必要な施設となる。
- (同意)

(2) 第25号議案

- 建築審査会 プールを除却し、その部分で計画がされとのことだが、新しいプールはどの部分となるのか。
- 特定行政庁 新規のプールは設置せず、付近の民間のプールを利用することとなる。
- 建築審査会 リースの建物であり、仮の校舎であるが、本設の新校舎の計画等はあるのか。

特定行政庁 教育委員会によると、5年リース契約となっているため、5年後に児童数を考慮しリース期間を延長するか決定するとのこと。本設の新校舎の計画は現在ない。

(了承)

(3) 第26号議案

建築審査会 過去に許可を取得している建築物が越境している表記となっているのはなぜか。また、特定行政庁の対応は。

特定行政庁 通路の位置が不明確であるため、今回の申請者による測量の結果、当該建築物が通路に越境しているとの表記となっている。今後は、通路の位置を明確にすることを指導する。その結果越境しているということであれば越境解消を指導することとなる。

(同意)

(4) 第27号議案 (5) 第28号議案

建築審査会 喉元敷地の所有者の承諾について整備計画書には承諾印があるが、別の資料では承諾しない旨の記載がある。これはどういったことか。

特定行政庁 通路幅員4メートルを確保するために喉元敷地の所有者が後退について承諾していただくことが必要である。そのため通路両側の所有者と後退について協議している。結果として通路の位置が当該所有者の後退不要の形状となった。よって、協議記録としては後退することについては承諾できない旨の記載があり、整備計画においては後退が不要となったことから承諾いただけている状況である。

(同意)

(6) 第29号議案 (7) 第30号議案

(了承)

(8) 第31号議案

(了承)

(9) 第32号議案

(了承)

以上